



私たちと一緒に働きましょう！！



平成 30 年 4 月 1 日採用

利根町職員募集！

募集区分	予定人員	受 験 資 格 な ど
一般事務	5 名程度	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または 4 年制大学を卒業した方（卒業見込者含む）
土木または建築事務	1 名程度	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、4 年制大学において、土木技術または建築技術の専門科目を履修して卒業した方（卒業見込者含む） ※職務内容：設計、施工監理、維持管理などの専門的業務に従事。なお、一般行政事務も行います。

※日本の国籍を有しない方、地方公務員法第 16 条（欠格事項）に該当する方は受験できません。

- 第 1 次試験日 平成 29 年 9 月 17 日（日） ※第 2 次試験・第 3 次試験については、合格者に別途通知
- 第 1 次試験会場 一般事務：茨城大学（水戸市）
- 給与（基本給） 高校卒 14 万 6,100 円・短大卒 15 万 8,800 円・大卒 17 万 8,200 円 経験加算あり
※学校卒業直後に採用された場合の初任給（月額）、その他各種手当あり
- 受験手続 申込書類の配布方法 6 月 28 日（水）から総務課人事給与係で配付
※郵送請求も可。詳細については、事前にお問い合わせください。
- 受付期間 7 月 3 日（月）から 8 月 2 日（水） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）
※郵送の申し込みの場合、**8 月 2 日（水）必着**
- 問い合わせ先 役場総務課人事給与係 ☎ 0297 - 68 - 2211（内線 504）
※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

商工会だより「行きます！聞きます！提案します！」

商工会は、豊かな地域づくりや中小企業の発展のためにさまざまな活動を行っています。変化の激しい経営環境に対応するため、商工会への加入をお勧めします。きっと次のステップに役立ちます！

- 加入資格 町内で事業を営んでいる方
- 会 費 法人企業 2,000 円／月 個人事業主 1,500 円／月 ※別途加入金 5,000 円があります。
- 納入方法 原則として年 2 回口座振替（集金も可）

商工会に
加入
しませんか？

～商工会ではこんなことをしています！～

- 経営指導 経営のことでお悩みの方に適切なアドバイスを行います。また、国の施策による補助金なども紹介します。
- 金融指導 運転資金・設備資金など、大きな事業資金ほどわずかな金利差も大きな違いです。商工会には、各種の低利な融資制度がそろっています。
- 労働保険（労災保険・雇用保険） 従業員を 1 人でも雇用する事業主は、労働保険への加入が義務付けられています。手続きがわずらわしい方、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会への事務委託をお勧めします。処理が軽減されるとともに、労災保険に加入できない事業主および家族従事者も特別に加入することができます。※事務委託手数料年額 5,140 円
- 税務・経理指導 税金の各種控除、消費税、青色申告制度などのお悩みに対し、帳簿のつけ方、決算、申告の仕方までアドバイスを行っています。（個人事業主の方対象）また、確定申告の時期には、商工会顧問税理士による、個別相談会を実施、税務署への提出まで行います。（※個別指導料 5,140 円）
- 問い合わせ先 利根町商工会 ☎ 6 8 - 7 4 1 7

利根町長選挙

大事な投票、忘れずに！



投票日 7 月 2 日（日）

投票時間 午前 7 時～午後 6 時まで

7 月 2 日（日）は、任期満了に伴う利根町長選挙の投票日です。町政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

■投票できる方

次の 2 つの条件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

①	平成 1 1 年 7 月 3 日までに生まれた方
②	平成 2 9 年 3 月 2 6 日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※投票する前に利根町外へ転出した人は投票できません。

■投票所入場券

投票所入場券は、1 枚の封書に同一世帯 6 人まで連記（家族 7 人以上は 2 通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

■期日前投票

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障がいのため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。なお、投票所入場券が届いていない場合でも、本人を確認することにより投票することができます。

投票期間	6 月 28 日（水）～7 月 1 日（土）まで
投票時間	午前 8 時 30 分～午後 8 時まで
投票場所	利根町役場 1 階多目的ホール

■開票

投票日当日の午後 7 時から利根町役場 1 階イベントホールにて開票を行います。

■投・開票速報

投・開票速報および投・開票結果については、利根町公式ホームページに掲載します。

■選挙公報

選挙公報は、6 月 30 日（金）の朝刊に新聞折込みで配布するほか、役場、利根町公民館、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。

また、町公式ホームページからもご覧いただけます。新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

■問い合わせ先 利根町選挙管理委員会（役場総務課内）☎ 6 8 - 2 2 1 1（内線 5 0 2）

■不在者投票

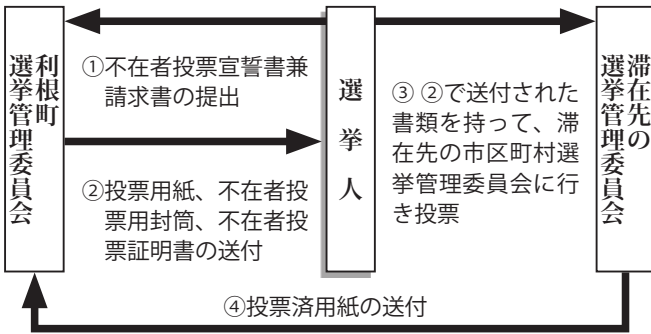
次の条件にあてはまる方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

①	仕事や旅行などの、長期の滞在などで投票日に投票ができない方
②	都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入所されている方

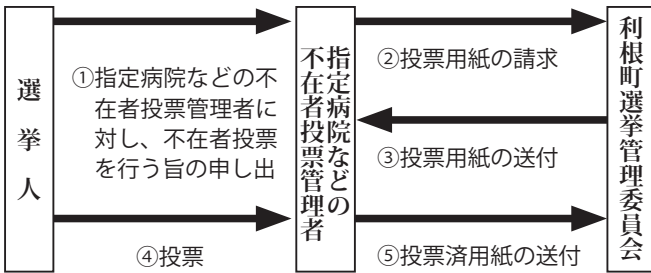
※ 1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。

※ 2 不在者投票の手続きに必要な様式は、利根町公式ホームページからダウンロードすることができます。

滞在先での不在者投票の手続き



指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



■インターネットを利用した選挙運動

インターネットを利用した選挙運動のうち、利用の可否については以下のとおりです。有権者による電子メールの利用は転送なども含め、すべて禁止されていますのでご注意ください。

できること／できないこと	有権者
ホームページ、ブログなど	○
S N S（フェイスブック、ツイッターなど）	○
政策動画のネット配信 ※政見放送のネット配信は、放送事業者の許諾があれば可	○
選挙運動用の電子メールの送信、転送 ※L I N E 等のユーザー間でのメッセージ機能は、電子メールには含まれません。	×

※詳細については、総務省ホームページをご覧ください。利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。